

証券コード 8938  
2020年6月11日

株 主 各 位

東京都港区赤坂一丁目12番32号  
グローム・ホールディングス株式会社  
(旧商号:LCホールディングス株式会社)  
代表取締役 金 子 修

## 第28回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第28回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月25日（木曜日）の当社営業時間終了時（午後6時）までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日）午前10時

2. 会 場 東京都港区新橋一丁目2番6号

第一ホテル東京 5階「ラ・ローズⅡ」

（昨年の臨時株主総会と開催場所が変更となっております。ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようにご注意ください。）

### 3. 会議の目的事項

- 報 告 事 項
1. 第28期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
  2. 第28期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

### 決 議 事 項

- 第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 取締役5名選任の件  
第3号議案 監査役1名選任の件  
第4号議案 取締役の報酬等の額の改定並びにストック・オプション報酬等の額及びその具体的な内容決定の件  
第5号議案 スtock・オプションとして新株予約権を発行する件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎事業報告、計算書類及び連結計算書類ならびに株主総会参考書類の記載事項に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.glome-holdings.com>）に掲載いたしますのでご了承ください。

◎本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び定款第11条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.glome-holdings.com>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

① 計算書類の「個別注記表」

② 連結計算書類の「連結注記表」

したがって、本招集ご通知添付書類は、監査役会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

(添付書類)

## 事業報告

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

### I. 企業集団の現況に関する事項

#### 1. 事業の経過及びその成果

当連結会計期間におけるわが国経済は、雇用環境の改善や個人消費の持ち直しにより景気は緩やかな安定基調で推移しておりましたが、年明けからの新型コロナウイルス感染症の拡大により環境が一変し、需要の世界的な消失がみられる等極めて不確実性の高い状況となっております。

当社グループが属する医療業界におきましては、医療費抑制と人口動態が少子高齢化の傾向を強める中、医療介護人材の不足が慢性化しており、また2020年4月からの診療報酬のマイナス改定が実施されるなど、経営効率化の圧力が強まる一方となっております。

このような経営環境の中、当社グループは、これまでの主体事業であった不動産賃貸を主とする事業を縮小し、病院関連事業へ経営資源を集中させる方針を継続し、保有資産の売却を推し進めておりましたが、その過程である2019年7月に、クラウドファンディング事業の募集外部事業者の募集業務停止により、匿名組合出資預り金償還資金調達が急務となる事態にみまわれました。これにより、経営資源のうちの相当部分が資金調達活動に充当されたため、病院関連事業における医療法人とのアライアンス獲得に後れがみられました。

また、連結・非連結のSPCにて所有する販売用不動産の売却活動を継続する過程で、売却見込価格につき相当の減額が必要であることが判明したため、販売用不動産の減損及び連結子会社LCレンディングが同SPCに対して提供しているメザニンローンにつき貸倒引当金の計上を行いました。

さらに、元連結子会社による不適切な取引行為判明により2020年2月に社内調査委員会を設置し外部委員主導で調査を進め、2020年4月に調査報告書を受取ると同時に、2015年3月期第3四半期から2017年3月期における関連会計処理の訂正を行っております。これらにかかる調査委員会費用及び課徴金見込額を特別損失として処理しています。

その結果、当社グループの連結業績は売上高で前年同期比44.1%減収の8,288百万円、営業損失606百万円（前年同は営業利益1,361百万円）、経常損失2,219百万円（前年同は経常利益1,502百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失2,227百万円（前年同は親会社株主に帰属する当期純利益1,003百万円）となりました。

#### 2. 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は8百万円であります。

### 3. 対処すべき課題

#### 1. 病院関連事業の促進

##### (1) 業務委託獲得の更なる促進

本事業年度は10医療法人から業務委託獲得を目標としており、中期経営計画の実現に向け、全社一丸となって邁進する所存であります。

##### (2) 医療法人の経営に対するバックアップ強化

業務委託したアライアンス先の医療法人等の経営支援につき、効率的かつ安定的な経営が行えるよう一層の支援を行ってまいります。

##### (3) 周辺ビジネスの促進

上記課題と並行して、アライアンス先の医療法人等に資する人材紹介、医療機器等の共同購入、建物のメンテナンス費用の軽減等、多くの医療法人とのアライアンスを生かした周辺ビジネスの実績を作り、アライアンス先の医療法人とWIN-WINの関係を促進していくことが重要と認識しております。

#### 2. 資金調達

当社は本事業年度に多額の返済期限を迎えますので、その弁済及び再調達方法につき早めの手当を行っていく方針です。

#### 3. 内部統制体制の強化

当社は2020年4月22日に公表した過年度決算の訂正及び同日受領した社内調査報告書の調査結果につき真摯に反省し、内部統制の体制強化に努めてまいります。

### 4. 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

| 区 分                    | 第25期<br>2016年度 | 第26期<br>2017年度 | 第27期<br>2018年度 | 第28期<br>(当連結会計年度)<br>2019年度 |
|------------------------|----------------|----------------|----------------|-----------------------------|
| 売上高                    | 6,946          | 13,774         | 14,829         | 8,288                       |
| 経常利益又は経常損失             | 590            | 1,049          | 1,502          | △2,219                      |
| 親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失 | △284           | 263            | 1,003          | △2,227                      |
| 1株当たり当期純利益又は当期純損失      | △51.22円        | 47.37円         | 180.46円        | △400.62円                    |
| 総資産額                   | 28,245         | 31,304         | 22,415         | 11,127                      |
| 純資産額                   | 4,883          | 5,228          | 6,010          | 3,708                       |

(注)1. 2016年12月16日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。

第24期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は当期純損失を算定しております。

2. 第26期より、表示方法の変更を行っており、第25期より遡及適用後の数値で記載しております。

## 5. 重要な子会社の状況

| 名 称                             | 資 本 金       | 出資比率  | 主要な事業内容       |
|---------------------------------|-------------|-------|---------------|
| Clay Street Capital, Inc.(アメリカ) | 5千ドル        | 100%  | 不動産賃貸         |
| 株式会社LCパートナーズ                    | 600,000千円   | 100%  | 不動産ファンド       |
| 株式会社LCレンディング                    | 99,000千円    | 100%  | 貸金業           |
| グローーム・マネジメント株式会社                | 60,000千円    | 100%  | 医療<br>コンサルタント |
| グローーム・コネクト株式会社                  | 50,000千円    | 100%  | 病院関連事業        |
| グローーム・プラス株式会社                   | 50,000千円    | 100%  | 病院関連事業        |
| グローーム・ステイ株式会社                   | 60,000千円    | 100%  | 在宅医療          |
| 株式会社DAホールディングス(注1)              | 100,000千円   | 29.5% | 病院関連事業        |
| 合同会社シアトル525                     | 100千円       | 100%  | 不動産賃貸         |
| LC West Coast, Inc.             | 943,515ドル   | 100%  | 不動産賃貸         |
| LC Seattle 1 LLC.               | 2,205,528ドル | 100%  | 不動産賃貸         |
| 合同会社LCRF12                      | 100千円       | －     | 不動産の保有        |
| 合同会社LCRF13                      | 100千円       | －     | 不動産の保有        |
| 合同会社PBTF1                       | 100千円       | －     | 不動産の保有        |
| メディカル・アセット投資法人                  | 200,000千円   | 100%  | 不動産投資・保有      |

(注) 1. 株式会社DAホールディングスは当社の持分法適用関連会社であります。

2. WC Seattle 1 LLC.は、2019年10月15日に売却結了したことにより、持分法適用関連会社の対象外となっております。

3. 豊島高田合同会社は2019年10月7日支配に該当する取引が終了したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

## 6. 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

当社グループの各事業の内容は以下のとおりであります。

- (1) 不動産賃貸関連事業  
グループ内の事業用資産の賃貸管理、プロパティマネジメント業務等を行っております。
- (2) 不動産ファンド関連事業  
アセットマネジメント業務等を行っております。
- (3) 病院関連事業  
病院の業務支援及び再生に関する業務等を行っております。
- (4) SPC関連事業  
SPCが保有する不動産の管理、運用及び売却に関する業務等を行っております。
- (5) クラウドファンディング事業  
融資型のクラウドファンディング事業を行っております。

## 7. 主要な営業所等（2020年3月31日現在）

| 名 称 | 所 在 地            |
|-----|------------------|
| 本 社 | 東京都港区赤坂1丁目12番32号 |

## 8. 従業員の状況（2020年3月31日現在）

| 事業セグメント           | 従 業 員 数 | 前 期 末 比 増 減 |
|-------------------|---------|-------------|
| 不 動 産 賃 貸 関 連 事 業 | 19名     | 15名増        |
| 不 動 産 フ ァ ン ド 事 業 | 9名      | 22名減        |
| 病 院 関 連 事 業       | 31名     | 10名増        |
| S P C 関 連 事 業     | 0名      | －           |
| クラウドファンディング事業     | 0名      | 3名減         |
| 合 計               | 59名     | －           |

- (注) 1. 前期末と比べ、不動産賃貸関連事業の従業員数が15名増加し、不動産ファンド事業の従業員数が22名減少しておりますが、その主な理由は転籍によるものであります。
2. 病院関連事業の従業員数が前期末と比べ10名増加しておりますが、その主な理由は、業容拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。
3. クラウドファンディング事業（前期末まではその他事業に区分）の従業員数が前期末と比べ3名減少しておりますが、その主な理由は、クラウドファンディング事業における募集行為の全面停止に伴う人員減であります。

## 9. 主要な借入先の状況（2020年3月31日現在）

| 借 入 先                                       | 借 入 金 残 高 |
|---------------------------------------------|-----------|
| 北 京 北 大 青 島 投 資 有 限 公 司                     | 3,000百万円  |
| C l a y S t r e e t C a p i t a l , I n c . | 1,507百万円  |
| (株) 西 京 銀 行                                 | 1,230百万円  |

(注) 借入金残高は長期借入金及び短期借入金の合計残高金額であります。

## Ⅱ. 会社の株式に関する事項（2020年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数 11,380,000株
2. 発行済株式の総数 5,560,400株
3. 株主数 940名
4. 大株主（上位10名）

| 株 主 名                           | 持 株 数      | 持株比率   |
|---------------------------------|------------|--------|
| 普 済 堂 株 式 会 社                   | 1,736,200株 | 31.22% |
| 金 子 修                           | 968,800株   | 17.42% |
| 青 山 英 男                         | 172,400株   | 3.10%  |
| a u カ ブ コ ム 証 券 株 式 会 社         | 168,200株   | 3.02%  |
| N O R T H E R N T R U S T C O . | 110,000株   | 1.97%  |
| S I C A V E S S O R J A P O N   | 106,000株   | 1.90%  |
| 有 限 会 社 ミ ロ ス                   | 94,800株    | 1.70%  |
| 木 下 雅 勝                         | 90,000株    | 1.61%  |
| 宮 本 真 里                         | 85,500株    | 1.53%  |
| E R I N L I S A K A N E K O     | 71,600株    | 1.28%  |

（注）持株比率は自己株式（478株）を控除して計算しております。



### Ⅲ. 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
2. 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。
3. その他新株予約権等の状況  
該当事項はありません。

#### Ⅳ. 会社役員に関する事項

##### 1. 取締役及び監査役の状況（2020年3月31日現在）

| 地 位       | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況        |
|-----------|---------|---------------------|
| 代 表 取 締 役 | 金 子 修   |                     |
| 取 締 役 会 長 | 青 山 英 男 |                     |
| 取 締 役     | 橋 本 和 久 | グローーム・マネジメント㈱ 代表取締役 |
| 取 締 役     | 鬼 木 康 男 |                     |
| 取 締 役     | 孫 田 夫   |                     |
| 取 締 役     | 除 柱 良   |                     |
| 取 締 役     | 星 川 望   |                     |
| 取 締 役     | 藤 本 一 郎 |                     |
| 取 締 役     | 関 栄 光   |                     |
| 常 勤 監 査 役 | 福 島 満 則 |                     |
| 監 査 役     | 堂 野 達 之 |                     |
| 監 査 役     | 松 野 直 徒 |                     |

- (注) 1. 当社は、2019年10月29日開催の臨時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社から監査役会設置会社に移行しております。
2. 取締役孫田夫氏、除柱良氏、星川望氏、藤本一郎氏及び関栄光氏は、社外取締役であります。
3. 監査役堂野達之氏及び松野直徒氏は、社外監査役であります。
4. 当社は、監査役堂野達之氏を東京証券取引所の定めにに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 常勤監査役福島満則氏は、過去に当社の経理部門において、長年にわたり業務に携わっておりました。
6. 社外役員の重要な兼職の状況及び当社と当該兼職先との関係は、後記「4. 社外役員に関する事項」に記載しております。
7. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
- ①2019年10月29日開催の臨時株主総会終結の時をもって、取締役小山努氏は退任いたしました。
- ②2019年10月29日開催の臨時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員）守重知量氏は退任いたしました。
- ③2019年10月29日開催の臨時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員）野中明人氏は退任いたしました。
- ④2019年10月29日開催の臨時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員）福島満則氏は退任いたしました。
- ⑤2019年10月29日開催の臨時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員）金重凱之氏は退任いたしました。

##### 2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めています。当該定款に基づき、当社と取締役藤本一郎及び取締役星川望並びに監査役堂野達之及び監査役松野直徒の4氏は、それぞれ会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約における損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額です。

### 3. 取締役及び監査役の報酬等の額

| 区 分           | 人 数 | 報酬等の額 | 摘要              |
|---------------|-----|-------|-----------------|
| 取締役（監査等委員を除く） | 12名 | 59百万円 | （うち社外取締役5名3百万円） |
| 取締役（監査等委員）    | 5名  | 7百万円  | （うち社外取締役3名3百万円） |
| 監 査 役         | 3名  | 4百万円  | （うち社外監査役2名2百万円） |
| 合 計           | 20名 | 71百万円 |                 |

（注）1. 当事業年度末日現在の取締役は9名（うち社外取締役は5名）、監査役は3名（うち社外監査役は2名）であります。

2. 上記には、2019年6月27日開催の第27回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名（うち監査等委員2名）及び2019年10月29日開催の臨時株主総会終結の時を持って退任した取締役5名（うち監査等委員4名）を含めております。なお当社は、2019年10月29日開催の臨時株主総会の決議に基づき、監査等委員会設置会社から監査役会設置会社に移行しており、取締役（監査等委員）の人数及び報酬等の額は移行前の期間にかかるものであり、監査役の人数及び報酬等の額は移行後の期間に係るものであります。また、株主総会で定められた報酬額は、以下のとおりであります。

- ・ 監査役会設置会社移行前

取締役（監査等委員を除く）年額150百万円以内

- ・ 監査役会設置会社移行後

取締役年額150百万円以内（うち社外取締役は年額20百万円以内）

監査役年額40百万円以内

#### 4. 社外役員に関する事項

- (1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
  - ・社外取締役である孫田夫氏はチャイナリスト投資顧問有限公司の代表取締役CEO、秦立資本株式会社の代表取締役CEOであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません
  - ・社外取締役である徐柱良氏は金山エネルギー有限公司の執行董事兼主席、ワンアジア証券株式会社の取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。また、同氏は北大青島グループの副総裁であり、当社は同社グループとの間に資金借入の取引があります。
  - ・社外取締役である星川望氏は行政書士事務所HOPの代表社員、社会福祉法人福祉楽団の監事(非常勤)であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・社外取締役である藤本一郎氏は、弁護士法人創知法律事務所の代表社員、一般財団法人中辻創智社の理事、深圳鑫金浪電子有限公司の副董事長、同志社大学法科大学院の客員教授、くにうみエナジー株式会社の監査役、扶和ドローン株式会社の監査役、京都大学法科大学院の客員教授、株式会社アジアゲートホールディングスの社外取締役(監査等委員)であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・社外取締役である関栄光氏はワンアジア証券株式会社の専務取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません
  - ・社外監査役である堂野達之氏は、堂野法律事務所の所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・社外監査役である松野直徒氏はNPO法人Life Bridge Japanの顧問、旭川医科大学卒後臨床研究センターの副センター長、同大学外科学講座消化器病態外科学分野の講師、同大学移植工科学治療開発講座の特任教授であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・2019年10月29日付で退任いたしました取締役(監査等委員)守重知量氏は、IPホールディングス株式会社の代表取締役でありました。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・2019年10月29日付で退任いたしました取締役(監査等委員)野中明人氏は、株式会社大和調剤センターの代表取締役でありました。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- (2) 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係  
該当事項はありません。
- (3) 当事業年度における主な活動状況

| 区分         | 氏名    | 活動状況                                                                                                                                                                                  |
|------------|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役(監査等委員) | 守重 知量 | 2019年10月29日退任までの間、当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回、監査等委員会7回のうち6回出席いたしました。長年にわたる企業経営の豊富な経験と実績を生かし、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行ってまいりました。また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、必要な発言を適宜行っていました。 |
| 取締役(監査等委員) | 野中 明人 | 2019年10月29日退任までの間、当事業年度に開催された取締役会13回のうち11回、監査等委員会7回のうち6回出席いたしました。長年にわたる企業経営の豊富な経験と実績を生かし、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行ってまいりました。また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、必要な発言を適宜行っていました。 |

| 区分         | 氏名    | 活動状況                                                                                                                                                                                                |
|------------|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役（監査等委員） | 金重 凱之 | 2019年6月27日就任以降、2019年10月29日退任までの間、当事業年度に開催された取締役会10回のうち9回、監査等委員会5回のうち4回出席いたしました。長年にわたる企業経営の豊富な経験と実績を生かし、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行ってまいりました。また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、必要な発言を適宜行っていました。 |
| 社外取締役      | 孫 田夫  | 2019年10月29日就任以降、当事業年度に開催された取締役会9回のうち全てに出席いたしました。長年にわたる企業経営の豊富な経験と実績を生かし、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。                                                                               |
| 社外取締役      | 除 柱良  | 2019年10月29日就任以降、当事業年度に開催された取締役会9回のうち全てに出席いたしました。長年にわたる企業経営の豊富な経験と実績を生かし、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。                                                                               |
| 社外取締役      | 星川 望  | 2019年10月29日就任以降、当事業年度に開催された取締役会9回のうち7回出席いたしました。長年にわたる企業経営の豊富な経験と実績を生かし、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。                                                                                |
| 社外取締役      | 藤本 一郎 | 2019年10月29日就任以降、当事業年度に開催された取締役会9回のうち全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。                                                                                        |
| 社外取締役      | 関 栄光  | 2019年10月29日就任以降、当事業年度に開催された取締役会9回のうち全てに出席いたしました。長年にわたる企業経営の豊富な経験と実績を生かし、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。                                                                               |
| 社外監査役      | 堂野 達之 | 2019年10月29日就任以降、当事業年度に開催された取締役会9回のうち5回、監査役委員会6回のうち4回出席いたしました。長年にわたる企業経営の豊富な経験と実績を生かし、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、監査結果についての意見交換等、必要な発言を適宜行っております。                       |
| 社外監査役      | 松野 直徒 | 2019年10月29日就任以降、当事業年度に開催された取締役会9回のうち6回、監査役会6回全てに出席いたしました。長年にわたる企業経営の豊富な経験と実績を生かし、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、監査結果についての意見交換等、必要な発言を適宜行っております。                           |

（注）上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が19回ありました。

- （4） 親会社または子会社等から受けた役員報酬等の総額  
該当事項はありません。
- （5） 社外役員に関する記載内容に対する当社社外取締役からの意見  
上記(1)～(4)に掲げる事項の記載内容に対して、社外取締役からの意見は特にありません。

## V. 会計監査人の状況

### 1. 会計監査人の名称

赤坂有限責任監査法人

### 2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                          | 支 払 額 |
|------------------------------------------|-------|
| ①当事業年度に係る報酬等の額                           | 35百万円 |
| ②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭<br>その他の財産上の利益の合計額 | 35百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額は合計額で記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### 3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

該当事項はありません。

## Ⅵ. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### 1. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

[業務の適正を確保するための体制整備に関する基本的な考え方]

当社は、「内部統制の整備に関する基本方針」を定め、企業集団としての業務の適正を確保するための体制を整備し、グローム・グループとして、企業の社会的責任及び株主その他の利害関係人との関係を考慮しつつ、企業価値の向上を図るとともに、当社においての業務の適正を確保するための体制を構築することに努めることとしています。

[業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要]

当社は、「内部統制の整備に関する基本方針」の則り、業務の適正を確保するための体制の適切な運用を図ることとその継続的な改善に努めています。

- (1) 取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制

[体制]

当社は、当社及び子会社から成る企業集団（以下「グローム・グループ」という。）を統括し、経営管理上の監督機能を担う持株会社としてグループ統治を行うとともに、当社において取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を構築する。

- ① 当社では、取締役会がグローム・グループの経営に関する基本方針を決定し、基本方針の執行を監督する義務を果たす。取締役は、法令を遵守し、善管注意義務を尽くして基本方針に基づき職務を執行する。また、取締役は、各組織機能の役割と連携に留意しつつ、グローム・グループにおける情報の共有と株主及び社会への適切な情報を適時に開示する。
- ② 取締役は、グローム・グループが、病院関連事業に携わり、患者、病院関係者のみならず、社会からの信頼と信用を得ていくため、病院経営のための適切な情報及びサービスを、創造・提供するための経営基盤と企業風土を形成する。
- ③ 取締役会は、当社及びグローム・グループ各社について、法令の遵守、財務報告の信頼性確保、業務の効率化、資産の保全等の観点から、有効かつ実効的な内部統制が確保されるよう体制の整備を行う。
- ④ コンプライアンスに関するルールは、取締役会が決議するコンプライアンス規程で定め、子会社も含め全役職員に適用する。運用は、コンプライアンス委員会が対応し、同委員会を中心に教育・啓発を行い、コンプライアンス経営の実践に努める。



- ⑤ 当社は、稟議等により業務を遂行するに際して決裁を受ける場合は、審査等を行う関係各部門に回付され、法令・規則及び社内規程等への違反がないか確認するプロセスを確立し、回付部門からの質問又は指摘を受ける仕組みとなっている。
- ⑥ 内部監査部門を設置し、内部監査を実施することにより、内部統制の有効性と妥当性の確保に努めている。
- ⑦ 当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対し、毅然とした姿勢で対応し、それらの勢力とは一切の関係を持たないように努めている。
- 具体的な取り組みとして、
- ・反社会的勢力対応規程を制定し、反社会的勢力への対応についてのルールを明確化し、社内への周知と教育を行う。
  - ・契約書を作成する場合は、暴力団排除条項を導入する。
  - ・反社会的勢力との関係を持たないように外部と各種取引を行う場合は、反社会的勢力でないか調査を行う。
- ⑧ 内部通報規程を制定し、コンプライアンス違反の発見と内部通報者の保護を行う。
- ⑨ ビジネス倫理と法令遵守を推進するため、コンプライアンスに関する情報提供と啓発を目的として、当社及び子会社の役職員に対して、定期的に研修を実施する。

#### [運用状況の概要]

- ① 当社は、中期経営計画等の事業の基本方針を策定し、経営方針を開示の上、企業集団全体の事業活動を統括し、経営を推進しています。また、経営の監督を行う取締役会は過半数の社外取締役で構成し、経営執行の監視を強化しています。
- ② 当社は、グローム・グループとして、病院関連事業を事業の中核に据え、地域医療を担う医療機関の健全な経営を実現するために経営資源を集中させながら、適切な情報及びサービスを提供することに努めています。
- ③ 内部統制各担当分野に関する責任部門を関係会社管理規程において「連携推進部署」として定め、グローム・グループ各社の内部統制に関する連携と推進を行っています。
- ④ グローム・グループ全社に適用される「コンプライアンス規程」を制定し、コンプライアンス委員会が、社員研修を主催し、継続的に社員教育を実施し、法令遵守と企業倫理に基づく行動を徹底することに努めています。
- ⑤ 電子稟議システムを導入し、稟議規程に定められた決裁者の決裁を受ける場合には、各専門分野からの視点から審査を行うために回付され、法令・規則及び社内規程等への違反がないか確認するプロセスを確立し、その手



続き状況を効率的に記録しています。

- ⑥ 業務部門から独立した監査専門機関として内部監査室を設置し、公認内部監査人資格を有する監査員が内部監査計画に基づき内部監査を実施しています。
- ⑦ 反社会的勢力との取引排除のための体制  
反社会的勢力への対応に関する業務規程を制定し、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たないように努めています。このため、反社会的勢力への対応についてのルールを明確化し、外部と各種取引を行う場合は、反社会的勢力との関係を持たないように反社会的勢力でないか調査を行い、契約書を交わす場合は、暴力団排除条項を導入することとしています。
- ⑧ グローム・グループ全役職員に適用される「内部通報規程」を制定し、通報者・相談者が不当な差別を受けることを禁止した上で、グループ各社の役職員からのリスク情報を収集し、対応を行うことができる体制を構築しています。
- ⑨ コンプライアンスに関する研修を通じて情報提供と啓発を行い、グローム・グループの全役職員を対象にして、研修を実施し、ビジネス倫理と法令遵守を推進しています。

## (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

### 〔体制〕

当社は文書管理規程を定め、株主総会議事録、取締役会議事録等の文書を書面又は電磁的記録媒体に記録・保存の上、情報の保存及び管理を適正に行う。また、使用人に対する教育・モニタリングを実施するとともに、情報の安全な保存管理と情報共有の両面を実現するために、電磁的な記録システムを導入し、情報の適切な管理と利活用を行う。

### 〔運用状況の概要〕

当社は文書管理規程を制定し、株主総会、取締役会等の重要会議の議事録を作成し、適宜、電磁的記録方式を用いて安全に保存及び管理を行っています。また、電子稟議システムも導入し、使用方法、ルールについて社員研修等を通じて明確化し、重要案件の決裁に関しての手続きを効率化するとともに、関係文書の安全な保管に努めています。

## (3) 会社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

### 〔体制〕

当社は、経営に付随するリスク及び組織横断的なリスク状況の監視は主として経営企画管理室が行い、経営層への情報伝達と連携を実施し、リスクの高い

事項等に対しては迅速な対応を行う。各部門が所管する業務に付随するリスクに対しては担当部門が管理し、監視、報告、対応、予防等のための必要な措置を行うこととしている。

また、グローム・グループ各社についてもリスク管理を進め、リスク情報については、当社への情報伝達とグループ各社と当社が連携して適切なリスクへの対応措置をとることとする。

〔運用状況の概要〕

経営に付随するリスクに関する情報は経営企画管理室が主体となって、グローム・グループ各社に関しても情報収集を実施し、リスクの高い事項等については経営層に報告されるとともに適宜、取締役会に付議され、迅速に適切なリスク対応を行うことに努めています。

(4) 当社及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

〔体制〕

当社は、取締役会がグローム・グループの経営の基本方針と戦略並びに重要な業務執行に係る事項を決定し、各取締役が職務を執行するという機関相互間における役割分担と連携により、職務執行の集中と効率化を図る。

- ①経営計画において、毎年度の基本的方針及び計画を定め、これを軸とした計画・実施・統制・評価というマネジメントサイクルを展開する。
- ②代表取締役と各部門責任者によるミーティングを随時行い、情報の共有化と、効率的な業務執行を図る。

また、グローム・グループ各社の規程体系を整備・運用することにより、組織運営を円滑化し、業務を有効かつ適切に行える体制を構築し、職務執行の効率化を図り、かつ職務執行の法令及び定款への適合を確保する。

〔運用状況の概要〕

当社は、中期経営計画を策定・開示し、そこで明示された経営の基本方針に基づき、グローム・グループ各社の事業責任者が経営管理を行い、取締役会において事業状況について監視し、計画と実績との差異分析等に基づき適切に対応することに努めています。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

〔体制〕

- ① 当社は、関係会社管理規程を制定し、子会社の特性及び規模等にも配慮して、グローム・グループとしての業務の適正を確保する体制を構築する。また、当社は持株会社として、グループ全体を統一的に管理する事項と各子会社に依拠して管理する事項を見極め、グローム・グループにおける業務の適正

を確保するため、重要事項の決裁体制、リスク管理、情報伝達、モニタリング体制等の企業集団のガバナンスの充実を柱とする体制を構築する。

- ② 当社は、グローム・グループ各社の事業状況、財務状況等について、当社取締役会に報告することを求めている。また、関係会社に対する情報等の全般を統轄する経営企画管理室の責任者は、必要がある場合には関係会社に連絡会の開催を求めることができる。

〔運用状況の概要〕

- ① 子会社の業務の適正を確保するため、関係会社管理規程を制定し、子会社の業務統制上、必要な支援とモニタリングを行っています。また、各子会社の事業及び経営管理とコンプライアンス、内部統制の維持・向上を推進するための各専門業務分野に関する責任部門を当社に設置し、各子会社に対して必要な指導を行い、業務が適正に実施されるように努めています。
- ② 当社の定例取締役会では、グローム・グループ各社の事業状況、財務状況、その他重要事項等について報告を行い、グループ経営に大きな影響のある案件は必要に応じて決議事項として付議されています。

(6) 監査役会の職務を補助すべき使用人に関する体制

〔体制〕

当社は、監査役会事務局として内部監査室が監査役会の業務を補助する。

〔運用状況の概要〕

監査役会の事務局として内部監査室が監査役会の業務の補助を行うとともに、内部監査の計画の策定と実施状況に関して意見交換を行うなど連携を図っています。

(7) 上記(6)の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役会の前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

〔体制〕

当社は、内部監査室の人选にあたっては、代表取締役は常勤監査役の意見を聞く。また、内部監査規程において、監査役会の職務を補助すべき使用人は、監査役会の要請に基づき補助を行う際は、監査役会の指揮命令に従うものと定める。

〔運用状況の概要〕

内部監査室の人員の選任の際は、常勤監査役が候補者と直接面談するなどし、意見を述べています。また、内部監査規程に、「内部監査室長は、監査役会の要請に基づき補助を行う際は、監査役会の指揮命令に従うものとする。」旨の規定を記載しています。

- (8) ①取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制、②その他の監査役への報告に関する体制

〔体制〕

当社は、取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者から監査役への報告する以下の体制を整備する。

- ① 監査役が、当社の社内会議への出席等が必要と判断した場合の会議への出席、及びそれら会議の議事録の閲覧、監査に関する体制
- ② 当社の監査役が当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人に対して質問し、または書類若しくは資料の提出を求めた場合の取締役、監査役及び使用人の対応に関する体制
- ③ 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人が当社の監査役会または監査役に対して報告する体制並びに子会社の取締役、監査役及び使用人から報告を受けた当社の取締役または使用人が当社の監査役会または監査役に対して報告する体制
- ④ 監査役又は監査役会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制コンプライアンスに抵触する行為等について監査役会への適切な報告体制を確保するとともに、通報者が通報したことにより不利な取扱いを受けないようにする。

〔運用状況の概要〕

- ① 監査役は取締役会をはじめ、重要な社内会議に出席するとともに議事録および重要な決裁事項に係る稟議書の内容の確認を行っています。
- ② 監査役は、重要決裁案件に関するすべての稟議書の閲覧を行い、取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は当社の監査役に説明や資料の提出を行っています。
- ③ 重要な業務執行については担当役員・担当部門が適宜適切に監査役に連絡するほか、当社または子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査役に報告します。
- ④ 当社の常勤監査役がグローム・グループにおける内部通報の受付窓口の一つとされ、内部通報等の報告を監査役等にしたことを理由として不利な取扱いを受けないように内部通報規程に明示し、運用されています。

- (9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

〔体制〕

監査役が監査役監査の実施について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求した場合は、会社は、監査役の監査業務に

ついて生じたものでないと認められない場合を除き、その費用を負担する。

〔運用状況の概要〕

監査役の職務の執行について生じる費用又は債務については、社内ルールに従って適切に支払の処理を行っています。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

〔体制〕

監査役は、代表取締役をはじめ、他の取締役及び各使用人から、適宜個別のヒアリングや意見交換を実施することができる。

〔運用状況の概要〕

監査役は、グローム・グループ各社の代表取締役、他の取締役及び使用人と重要会議に出席するほかに小規模組織の特性を活かし、日常的に連絡を取り、必要な情報を収集や意見交換を行っています。

## 2. 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のありかたに関する基本方針については、特に定めておりません。

~~~~~  
(注) 本事業報告に記載しております金額及び数値については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しており、また、消費税等は含まれておりません。

# 貸 借 対 照 表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目           | 金 額    | 科 目             | 金 額   |
|---------------|--------|-----------------|-------|
| (資 産 の 部)     |        | (負 債 の 部)       |       |
| 流 動 資 産       | 7,593  | 流 動 負 債         | 6,298 |
| 現 金 及 び 預 金   | 841    | 短 期 借 入 金       | 2,787 |
| 売 掛 金         | 8      | 1年内返済予定の長期借入金   | 3,047 |
| 売 上 預 け 金     | 8      | 未 払 金           | 202   |
| 前 払 費 用       | 42     | 未 払 費 用         | 60    |
| 短 期 貸 付 金     | 4,225  | 未 払 法 人 税 等     | 6     |
| 1年内回収予定の長期貸付金 | 2,836  | 未 払 消 費 税       | 112   |
| 未 収 入 金       | 1,670  | 前 受 金           | 11    |
| そ の 他         | 89     | 預 り 金           | 6     |
| 貸 倒 引 当 金     | △2,130 | 賞 与 引 当 金       | 11    |
|               |        | 課 徴 金 引 当 金     | 53    |
| 固 定 資 産       | 1,457  | 固 定 負 債         | 213   |
| 有 形 固 定 資 産   | 243    | 長 期 借 入 金       | 17    |
| 建 物           | 210    | 長期預り敷金保証金       | 115   |
| 構 築 物         | 1      | 長 期 前 受 収 益     | 4     |
| 車 両 運 搬 具     | 0      | 資 産 除 去 債 務     | 74    |
| 工具、器具及び備品     | 31     | 負 債 合 計         | 6,511 |
| 無 形 固 定 資 産   | 11     | (純資産の部)         |       |
| ソ フ ト ウ ェ ア   | 10     | 株 主 資 本         | 2,539 |
| そ の 他         | 0      | 資 本 金           | 1,199 |
| 投 資 その他の資産    | 1,203  | 資 本 剰 余 金       | 1,162 |
| 投 資 有 価 証 券   | 709    | 資 本 準 備 金       | 1,162 |
| 関 係 会 社 株 式   | 250    | 利 益 剰 余 金       | 178   |
| 敷 金 及 び 保 証 金 | 167    | 利 益 準 備 金       | 74    |
| そ の 他         | 75     | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 104   |
| 資 産 合 計       | 9,050  | 繰 越 利 益 剰 余 金   | 104   |
|               |        | 自 己 株 式         | △0    |
|               |        | 純 資 産 合 計       | 2,539 |
|               |        | 負 債 純 資 産 合 計   | 9,050 |

# 損 益 計 算 書

( 2019年 4月 1日から  
2020年 3月31日まで )

(単位：百万円)

| 科 目                   | 金 額   | 額      |
|-----------------------|-------|--------|
| 売 上 高                 |       | 4,390  |
| 売 上 原 価               |       | 3,122  |
| 売 上 総 利 益             |       | 1,268  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |       | 637    |
| 営 業 利 益               |       | 630    |
| 営 業 外 収 益             |       |        |
| 受 取 利 息               | 210   |        |
| 受 取 配 当 金             | 0     |        |
| 違 約 金 収 入             | 7     |        |
| 役 員 賞 与 引 当 金 戻 入 額   | 20    |        |
| そ の 他                 | 23    | 261    |
| 営 業 外 費 用             |       |        |
| 支 払 利 息               | 121   |        |
| 支 払 保 証 料             | 3     |        |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額       | 2,054 |        |
| 資 金 調 達 費 用           | 57    |        |
| 匿 名 組 合 投 資 損 失       | 35    |        |
| 違 約 金 損 失             | 39    |        |
| そ の 他                 | 54    | 2,365  |
| 経 常 損 失               |       | △1,473 |
| 特 別 利 益               |       |        |
| 資 産 除 去 債 務 戻 入 益     | 117   |        |
| そ の 他                 | 0     | 117    |
| 特 別 損 失               |       |        |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 26    |        |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損     | 16    |        |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損     | 669   |        |
| 特 別 調 査 費 用           | 61    |        |
| 課 徴 金 引 当 金 繰 入 額     | 53    |        |
| そ の 他                 | 16    | 844    |
| 税 引 前 当 期 純 損 失       |       | △2,199 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 47    |        |
| 法 人 税 等 調 整 額         | 159   | 207    |
| 当 期 純 損 失             |       | △2,406 |



# 株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

|               | 株 主 資 本 |           |           |             |          |        |
|---------------|---------|-----------|-----------|-------------|----------|--------|
|               | 資本金     | 資本<br>剰余金 | 利 益 剰 余 金 |             | 自己<br>株式 | 株主資本合計 |
|               |         | 資本<br>準備金 | 利益<br>準備金 | その他利益剰余金    |          |        |
|               |         |           |           | 繰越利益<br>剰余金 |          |        |
| 当 期 首 残 高     | 1,199   | 1,162     | 74        | 2,539       | △0       | 4,974  |
| 当 期 変 動 額     |         |           |           |             |          |        |
| 剰 余 金 の 配 当   |         |           |           | △27         |          | △27    |
| 当 期 純 損 失     |         |           |           | △2,406      |          | △2,406 |
| 自己株式の取得       |         |           |           |             | －        | －      |
| 当 期 変 動 額 合 計 | －       | －         | －         | △2,434      | －        | △2,434 |
| 当 期 末 残 高     | 1,199   | 1,162     | 74        | 104         | △0       | 2,539  |

|               | 新 株<br>予 約 権 | 純 資 産 合 計 |
|---------------|--------------|-----------|
| 当 期 首 残 高     | 0            | 4,974     |
| 当 期 変 動 額     |              |           |
| 剰 余 金 の 配 当   |              | △27       |
| 当 期 純 利 益     |              | △2,406    |
| 自己株式の取得       |              | －         |
| 当 期 変 動 額 合 計 | △0           | △2,435    |
| 当 期 末 残 高     | -            | 2,539     |

# 会計監査人監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月28日

グローム・ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

赤坂有限責任監査法人  
東京都港区

指定有限責任社員 公認会計士 荒川 和也 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山本 顕三 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、グローム・ホールディングス株式会社(旧会社名 LCホールディングス株式会社)の2019年4月1日から2020年3月31日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、2020年5月27日付けで、完全子会社である株式会社LCパートナーズの株式を全て売却している。

当該事項は、監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第28期事業年度における取締役の職務の執行に関して、監査いたしました。その方法及び結果につき、以下の通り報告いたします。

### 記

#### 1. 監査役会及び監査役の監査の方法及びその内容

監査役会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 赤坂有限責任監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

2020年5月28日

グローム・ホールディングス株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役 福 島 満 則 ㊞

社 外 監 査 役 堂 野 達 之 ㊞

社 外 監 査 役 松 野 直 徒 ㊞

# 連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目           | 金 額    | 科 目           | 金 額    |
|---------------|--------|---------------|--------|
| (資 産 の 部)     |        | (負 債 の 部)     |        |
| 流 動 資 産       | 6,971  | 流 動 負 債       | 5,905  |
| 現金及び預金        | 945    | 短期借入金         | 1,480  |
| 受取手形及び売掛金     | 618    | 1年内返済予定の長期借入金 | 3,063  |
| 営業貸付金         | 1,428  | 未払法人税等        | 36     |
| 商品及び製品        | 9      | 匿名組合出資預り金     | 611    |
| 販売用不動産        | 3,723  | 賞与引当金         | 35     |
| 原材料及び貯蔵品      | 0      | 課徴金引当金        | 53     |
| 1年内回収予定の長期貸付金 | 670    | その他           | 624    |
| その他           | 931    | 固 定 負 債       | 1,513  |
| 貸倒引当金         | △1,355 | 長期借入金         | 1,226  |
| 固 定 資 産       | 4,155  | 繰延税金負債        | 6      |
| 有形固定資産        | 266    | 資産除去債務        | 74     |
| 建物及び構築物       | 218    | 長期預り敷金保証金     | 200    |
| 機械装置及び運搬具     | 0      | その他           | 4      |
| 土地            | 10     | 負 債 合 計       | 7,418  |
| その他           | 37     |               |        |
| 無形固定資産        | 20     | (純資産の部)       |        |
| その他           | 20     | 株 主 資 本       | 3,912  |
| 投資その他の資産      | 3,868  | 資 本 金         | 1,199  |
| 投資有価証券        | 960    | 資 本 剰 余 金     | 1,162  |
| 長期貸付金         | 2,752  | 利 益 剰 余 金     | 1,551  |
| 繰延税金資産        | 19     | 自 己 株 式       | △0     |
| 敷金及び保証金       | 186    | その他の包括利益累計額   | △190   |
| その他           | 695    | 為替換算調整勘定      | △190   |
| 貸倒引当金         | △745   | 非支配株主持分       | △13    |
| 資 産 合 計       | 11,127 | 純 資 産 合 計     | 3,708  |
|               |        | 負 債 純 資 産 合 計 | 11,127 |

# 連結損益計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                  | 金     | 額      |
|----------------------|-------|--------|
| 売上高                  |       | 8,288  |
| 売上原価                 |       | 6,267  |
| 売上総利益                |       | 2,020  |
| 販売費及び一般管理費           |       | 2,627  |
| 営業損失                 |       | △606   |
| 営業外収益                |       |        |
| 受取利息                 | 115   |        |
| 受取配当金                | 0     |        |
| 違約金収入                | 7     |        |
| 役員賞与引当金戻入額           | 23    |        |
| その他の                 | 32    | 178    |
| 営業外費用                |       |        |
| 支払利息                 | 217   |        |
| 貸倒引当金繰入額             | 1,014 |        |
| 資金調達費用               | 111   |        |
| 持分法による投資損失           | 296   |        |
| 匿名組合投資損失             | 35    |        |
| 違約金損失                | 77    |        |
| その他の                 | 38    | 1,791  |
| 経常損失                 |       | △2,219 |
| 特別利益                 |       |        |
| 関係会社株式売却益            | 185   |        |
| 資産除去債務戻入益            | 117   |        |
| 固定資産売却益              | 18    |        |
| その他の                 | 0     | 322    |
| 特別損失                 |       |        |
| 固定資産除却損              | 74    |        |
| 投資有価証券評価損            | 16    |        |
| 特別調査費用               | 61    |        |
| 課徴金引当金繰入額            | 53    |        |
| その他の                 | 16    | 223    |
| 匿名組合損益分配前税金等調整前当期純損失 |       | △2,120 |
| 匿名組合損益分配額            |       | 215    |
| 税金等調整前当期純損失          |       | △2,335 |
| 法人税、住民税及び事業税         | 52    |        |
| 法人税等調整額              | 210   | 263    |
| 当期純損失                |       | △2,599 |
| 非支配株主に帰属する当期純利益      |       | 371    |
| 親会社株主に帰属する当期純損失      |       | △2,227 |

# 連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                             | 株 主 資 本 |       |        |      |        |
|-----------------------------|---------|-------|--------|------|--------|
|                             | 資本金     | 資本剰余金 | 利益剰余金  | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当 期 首 残 高                   | 1,199   | 1,162 | 3,806  | △0   | 6,167  |
| 当 期 変 動 額                   |         |       |        |      |        |
| 自己株式の取得                     |         |       |        | －    | －      |
| 剰 余 金 の 配 当                 |         |       | △27    |      | △27    |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益     |         |       | △2,227 |      | △2,227 |
| 株主資本以外の項目の<br>当 期 変 動 額 (純) |         |       |        |      |        |
| 当 期 変 動 額 合 計               | －       | －     | △2,255 | －    | △2,255 |
| 当 期 末 残 高                   | 1,199   | 1,162 | 1,551  | △0   | 3,912  |

|                             | その他の包括利益<br>累 計 額    |              |                       | 新株<br>予約権 | 非支配株主<br>持分 | 純資産合計  |
|-----------------------------|----------------------|--------------|-----------------------|-----------|-------------|--------|
|                             | その他<br>有価証券<br>評価差額金 | 為替換算<br>調整勘定 | その他の包括<br>利益累計額<br>合計 |           |             |        |
| 当 期 首 残 高                   | －                    | △143         | △143                  | 0         | △13         | 6,010  |
| 当 期 変 動 額                   |                      |              |                       |           |             |        |
| 自己株式の取得                     |                      |              |                       |           |             | －      |
| 剰 余 金 の 配 当                 |                      |              |                       |           |             | △27    |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益     |                      |              |                       |           |             | △2,227 |
| 株主資本以外の項目の<br>当 期 変 動 額 (純) |                      | △46          | △46                   | △0        | －           | △47    |
| 当 期 変 動 額 合 計               |                      | △46          | △46                   | △0        | －           | △2,302 |
| 当 期 末 残 高                   | －                    | △190         | △190                  | －         | △13         | 3,708  |

# 連結計算書類に係る会計監査人監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月28日

グローム・ホールディングス株式会社

取締役会 御中

赤坂有限責任監査法人

東京都港区

指定有限責任社員 公認会計士 荒川 和也 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山本 顕三 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、グローム・ホールディングス株式会社(旧会社名 LCホールディングス株式会社)の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローム・ホールディングス株式会社(旧会社名 LCホールディングス株式会社)及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、2020年5月27日付けで、完全子会社である株式会社LCパートナーズの株式を全て売却している。

当該事項は、監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。



#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 連結計算書類に係る監査役会監査報告

### 連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について、監査いたしました。その方法及び結果につき、以下の通り報告いたします。

#### 記

#### 1. 監査役会及び監査役の監査の方法及びその内容

監査役会は、その定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

#### 2. 監査の結果

会計監査人 赤坂有限責任監査法人の監査方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月28日

グローーム・ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 福島 満 則 ㊞

社外監査役 堂野 達 之 ㊞

社外監査役 松野 直 徒 ㊞

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

- (1) 当社グループは病院関連事業に特化する方針であるため、実施していない事業目的を削除するものであります。
- (2) 機動的な資本政策を実施することを可能とすべく発行可能株式総数を拡大するものであります。

本議案における定款変更については、本総会の終結の時をもって効力が発生するものといたします。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款                                                                                    | 変 更 案             |
|--------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 第1条 (条文省略)                                                                                 | 第1条 (現行どおり)       |
| (目的)                                                                                       | (目的)              |
| 第2条 (条文省略)                                                                                 | 第2条 (現行どおり)       |
| 1～2 (条文省略)                                                                                 | 1～2 (現行どおり)       |
| <u>3 次のものの売買、賃貸借、リース、修理、保管および輸出入業、自動車・船舶・航空機および事務器、家具、室内装飾品、スポーツ・娯楽用品、美術工芸品、宝飾品並びに日用雑貨</u> | <u>3～4 (削除)</u>   |
| <u>4 一般貨物の輸送および保管業務</u>                                                                    |                   |
| <u>5 建築の企画、設計および工事監理</u>                                                                   | <u>3 (現行どおり)</u>  |
| <u>6 倉庫業</u>                                                                               | <u>6～11 (削除)</u>  |
| <u>7 特定目的会社、特別目的会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に定める会社)及び不動産投資信託に対する出資並びに出資持分の売買・仲介及び管理</u>      |                   |
| <u>8 浴場の経営及び浴場施設の賃貸借</u>                                                                   |                   |
| <u>9 金融商品取引法で規定する、第二種金融商品取引業及び投資助言・代理業</u>                                                 |                   |
| <u>10 アパート経営</u>                                                                           |                   |
| <u>11 スーパーマーケットの管理運営に関する業務</u>                                                             |                   |
| <u>12 経営コンサルティング業務</u>                                                                     | <u>4 (現行どおり)</u>  |
| <u>13 宿泊施設の経営及び運営</u>                                                                      | <u>13～28 (削除)</u> |
| <u>14 建設工事、設計の請負及び施工</u>                                                                   |                   |
| <u>15 不動産ファンドその他金融商品投資及び投資顧問業</u>                                                          |                   |
| <u>16 馬券、船券場外売場に関する業務受託及び開発</u>                                                            |                   |
| <u>17 太陽光など自然エネルギー等に係る発電及び売電並びにコンサルティング業務</u>                                              |                   |
| <u>18 太陽光など自然エネルギー等に係る発電設備、充電設備及びそれらの付属機器の販売、保守業務</u>                                      |                   |
| <u>19 信託受益権の売買</u>                                                                         |                   |
| <u>20 信託受益権の売買の代理若しくは媒介</u>                                                                |                   |
| <u>21 信託受益権の保有、管理、運用及び処分</u>                                                               |                   |
| <u>22 不動産、信託受益権を投資対象とするファンドのアレンジメント業務</u>                                                  |                   |
| <u>23 不動産、信託受益権を投資対象とするファンドに対する投資助言・代理業務</u>                                               |                   |

| 現 行 定 款                                                                                                      | 変 更 案      |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 24 不動産、信託受益権を投資対象とするファンドに関する投資運用業務                                                                           |            |
| 25 不動産、信託受益権を投資対象とするファンドに対するその他コンサルティング業務                                                                    |            |
| 26 不動産特定事業法に基づく業務                                                                                            |            |
| 27 不動産の証券化に関するコンサルティング業務                                                                                     |            |
| 28 匿名組合契約の締結並びにその出資財産の運用業務                                                                                   |            |
| 29 有価証券の取得、保有及び処分                                                                                            | 5 (現行どおり)  |
| 30 不動産投資顧問業                                                                                                  | 30～32 (削除) |
| 31 金融商品取引業                                                                                                   |            |
| 32 コンピューターネットワークを利用した商取引、決済処理に関する事務の受託及び代行                                                                   |            |
| 33 匿名組合財産の運用及び管理                                                                                             | 6 (現行どおり)  |
| 34 匿名組合の持分の募集及び管理                                                                                            | 7 (現行どおり)  |
| 35 貸金業                                                                                                       | 8 (現行どおり)  |
| 36 医療機関・福祉施設・薬局及びそれに関連する機関の経営コンサルティング業務                                                                      | 9 (現行どおり)  |
| 37 医療機関・福祉施設・薬局の経営管理指導及び業務の受託                                                                                | 10 (現行どおり) |
| 38 医療機関の合併・提携及び営業権・有価証券の譲渡に関する指導・仲介・斡旋の業務                                                                    | 11 (現行どおり) |
| 39 病院及び診療所(又は医療機関)の企画・設計・経営に関する業務                                                                            | 12 (現行どおり) |
| 40 医療機関及び在宅患者並びに在宅要介護者への給食事業                                                                                 | 13 (現行どおり) |
| 41 医療機関・福祉施設・薬局及びそれに関する施設の新設、増改築に関する調査・企画・立案・設計・監理・施工の業務及びその仲介・斡旋の業務                                         | 14 (現行どおり) |
| 42 金銭の貸付、融資の斡旋、保証に関する業務及び債権の買取業務                                                                             | 15 (現行どおり) |
| 43 生命保険会社及び損害保険会社に対する特定金融商品取引業務の委託の斡旋及び支援                                                                    | 16 (現行どおり) |
| 44 損害保険代理業及び自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業                                                                              | 17 (現行どおり) |
| 45 生命保険の募集に関する業務                                                                                             | 45 (削除)    |
| 46 調剤薬局の経営                                                                                                   | 18 (現行どおり) |
| 47 ドラッグストアの経営                                                                                                | 19 (現行どおり) |
| 48 医薬品・医薬部外品・毒物・劇物・麻薬・輸血用血液及び薬用酒類の販売                                                                         | 20 (現行どおり) |
| 49 化粧品・衛生用品及び日用雑貨の販売                                                                                         | 21 (現行どおり) |
| 50 医療・通信・放送・電気・精密・防災・厨房・空調・事務用機器及び設備並びにコンピュータ、ソフトウェア、自動車、船舶、広告用構築物、什器備品、家具及びインテリア用品などのリース・賃貸借並びに売買(割賦販売を含む。) | 22 (現行どおり) |
| 51 有料職業紹介事業                                                                                                  | 23 (現行どおり) |
| 52 労働者派遣事業                                                                                                   | 24 (現行どおり) |
| 53 病院、薬局、在宅患者及び在宅要介護者への医薬品・医薬品輸送業務                                                                           | 25 (現行どおり) |
| 54 病院、薬局、在宅患者及び在宅要介護者の介護、介護補助受託業務                                                                            | 26 (現行どおり) |
| 55 訪問看護、訪問介護及び在宅介護支援                                                                                         | 27 (現行どおり) |
| 56 介護用品の販売、賃貸及び斡旋に係わる業務                                                                                      | 28 (現行どおり) |
| 57 医療機関の医薬品、診療材料等の販売及び管理業務の受託                                                                                | 29 (現行どおり) |
| 58 臨床検査業務                                                                                                    | 58～61 (削除) |
| 59 一般廃棄物及び産業廃棄物の収集・運搬並びに処理に関する業務                                                                             |            |
| 60 書籍の出版及び販売事業                                                                                               |            |
| 61 コンビニエンスストアの経営                                                                                             |            |
| 62 有料老人ホームの経営及び運営受託                                                                                          | 30 (現行どおり) |
| 63 有価証券、不動産、その他の財産権の保有、売買、運用、投資に関する業務                                                                        | 63～65 (削除) |
| 64 旅行業                                                                                                       |            |
| 65 旅行業者代理業                                                                                                   |            |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>66 旅行サービス手配業務</p> <p>67 旅行、観光及び文化に関するセミナーの開催</p> <p>68 医療、健康診断に関するコーディネートサービス</p> <p>69 旅行、観光及び文化に関するイベントの企画及び開催</p> <p>70 ウェブサイトの運営及び開発</p> <p>71 各種広告及び宣伝に関する業務</p> <p>72 乗車券及びクーポン券並びに映画演劇催物等の入場券の受託販売</p> <p>73 商品券、プリペイドカードの発行及び販売ならびにそれらの取次事業</p> <p>74 通訳及び翻訳業</p> <p>75 旅行用品、医療機器、健康器具、福祉器具等の販売、レンタル、リース及び輸出入</p> <p>76 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務</p> <p>77 両替業及び金銭貸付業</p> <p>78 前各号に係るコンサルティング業務</p> <p>79 一般土木建築工事</p> <p>80 産業廃棄物、一般廃棄物の収集運搬・処理処分受託、仲立、取次及びコンサルティング業務</p> <p>81 電力の売買事業に係る代理及び取次業</p> <p>82 節電及び経費査収帳に関するコンサルティング業</p> <p>83 在宅医療、在宅介護、訪問看護その他地域包括ケア関連支援に関する業務</p> <p>84 在宅医療、在宅介護、訪問看護に関する相談・仲介・助言・指導・情報提供</p> <p>85 介護保険法に基づく保険医療・福祉サービスを提供する事業者への事業に関する情報の提供</p> <p>86 医療、介護、看護、リハビリステーションの実施に関わる拠点の運営・整備に関する相談・仲介・助言・指導・情報提供</p> <p>87 介護保険法に基づく居宅サービス事業</p> <p>88 介護保険法に基づく居宅介護支援事業</p> <p>89 介護保険法に基づく介護予防サービス事業</p> <p>90 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業</p> <p>91 介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業</p> <p>92 介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業</p> <p>93 健康器具、健康食品又は栄養補助食品の販売に関する相談・仲介・助言・指導・情報の提供</p> <p>94 医薬品・医療品及びその他の商品の輸送及び配達</p> <p>95 医療廃棄物及び特別廃棄物の輸送</p> <p>96 コンピュータを利用した地域包括ケア関連情報のIT化に関する支援及び指導</p> <p>97 コンピュータによる医療分野の情報処理に関する情報の提供及び助言</p> <p>98 外注業務に関する契約の仲介</p> <p>99 前各号に付帯関連する一切の業務</p> <p>第3条～第4条 (条文省略)</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当会社の発行可能株式総数は、<u>11,380,000株</u>とする。</p> <p>第6条～第48条 (条文省略)</p> | <p>31 (現行どおり)</p> <p>32 (現行どおり)</p> <p>33 (現行どおり)</p> <p>69～82 (削除)</p> <p>34 (現行どおり)</p> <p>35 (現行どおり)</p> <p>36 (現行どおり)</p> <p>37 (現行どおり)</p> <p>38 (現行どおり)</p> <p>39 (現行どおり)</p> <p>40 (現行どおり)</p> <p>41 (現行どおり)</p> <p>42 (現行どおり)</p> <p>43 (現行どおり)</p> <p>44 (現行どおり)</p> <p>45 (現行どおり)</p> <p>46 (現行どおり)</p> <p>47 (現行どおり)</p> <p>48 (現行どおり)</p> <p>49 (現行どおり)</p> <p>50 (現行どおり)</p> <p>第3条～第4条 (現行どおり)</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当会社の発行可能株式総数は、<u>17,070,000株</u>とする。</p> <p>第6条～第48条 (現行どおり)</p> |

## 第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（9名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生 年 月 日)               | 略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 所有する当社の株式数 |
|------------|-------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1          | ※<br>宮 下 仁<br>(1965年4月8日)                 | 1988年4月 (株)富士銀行 (現 (株)みずほ銀行)<br>2004年2月 (株)ダヴィンチ・アドバイザーズ<br>(現 (株)DAインベストメンツ)<br>2011年7月 グリーンオーク・インベストメント・<br>マネジメント (株)<br>2019年7月 当社 経営企画室長                                                                                                                                                                                                                                                            | 一株         |
| 2          | は し も と か ず ひ さ<br>橋 本 和 久<br>(1975年8月1日) | 1999年4月 麻生商事(株)<br>2003年4月 (株)麻生<br>2008年6月 アスメディックス(株) 取締役<br>2011年5月 社会福祉法人宇治病院 理事・評議員<br>2013年5月 (株)キューブリック<br>2014年6月 医療法人弥栄病院<br>2016年2月 (有)ダヴィンチ・コミュニティ(現<br>(有)セコイア・インベストメント)<br>2016年4月 (株)ダヴィンチ・アドバイザーズ<br>(現(株)DAインベストメンツ)<br>2017年4月 (株)LCパートナーズ<br>メディカル事業本部長<br>2017年11月 (株)LCメディコム (現グローム・マ<br>ネジメント(株)) 取締役<br>2018年6月 (株)LCメディコム (現グローム・マ<br>ネジメント(株)) 代表取締役 (現任)<br>2018年6月 当社 取締役 (現任) | 一株         |

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 (生 年 月 日)                      | 略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 所有する当社<br>の 株 式 数 |
|-----------|---------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 3         | ※<br>やま ぐち きみ あき<br>山 口 公 明<br>(1950年3月30日) | <p>1973年 4 月 (株) 第一勧業銀行<br/>(現(株) みずほ銀行)</p> <p>1991年 8 月 キダーピーボディ証券会社東京支店<br/>投資銀行本部長</p> <p>1995年 2 月 モルガンフレンドフェルジャパンリミテ<br/>ィッド東京支店 投資銀行本部長</p> <p>2003年 6 月 GEコンシューマー・ファイナンス (株)<br/>専務取締役</p> <p>2005年 2 月 (株) 新生銀行<br/>(出向)<br/>(株) アプラス代表取締役専務</p> <p>2011年 6 月 (株) 東京スター銀行<br/>代表執行役副頭取</p> <p>2016年 2 月 アメリカン・エクスプレス・インター<br/>ナショナル, Inc. 特別顧問 (現任)</p> <p>2016年 6 月 (株) アコーディアゴルフ<br/>社外取締役</p> <p>2016年 6 月 セントケアホールディングス (株)<br/>社外取締役 (現任)</p> <p>2016年 7 月 (株) 東横インホテル企画開発 取締役</p> <p>2017年 7 月 エービーアイコンサルタンツ (株)<br/>顧問 (現任)</p> <p>2018年 2 月 (一社) 実践コーポレートガバナンス<br/>研究会 (ICGJ) 理事 (現任)</p> | 一株                |
| 4         | じょ ちゅう りょう<br>徐 柱 良<br>(1969年10月6日)         | <p>1991年 4 月 山西天成海洋エネルギー化学有限公司</p> <p>2000年10月 山西GELAIMA科技有限公司</p> <p>2009年 1 月 北大青島グループ副総裁 (現任)</p> <p>2013年 1 月 金山エネルギーグループ有限公司<br/>執行取締役</p> <p>2017年12月 くにうみエナジー(株)<br/>代表取締役</p> <p>2018年 4 月 ワンアジア証券(株) 取締役 (現任)</p> <p>2019年10月 当社 取締役 (現任)</p> <p>2020年 3 月 金山エネルギー有限公司<br/>執行董事兼主席 (現任)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 一株                |
| 5         | せき えい こう<br>関 栄 光<br>(1987年4月2日)            | <p>2014年10月 セヤ・ジェイドボード・オー・エフ・<br/>エス・グループ 取締役</p> <p>2017年 1 月 北京北大青島環宇科技股份有限公司<br/>マネージングディレクター</p> <p>2017年 3 月 TIシステムズリミテッド 取締役</p> <p>2017年12月 ワンアジア証券(株)<br/>専務取締役 (現任)</p> <p>2019年10月 当社 取締役 (現任)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 一株                |

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 徐柱良氏は北大青鳥グループ副総裁であり、当社は同社グループとの間に資金借入の取引があります。その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 徐柱良氏、関栄光氏は社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者の選任理由は、以下のとおりであります。
- (1) 徐柱良氏は、企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有していることから、経営全般に対する有効な助言をいただけるものと考え、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。
- (2) 関栄光氏は、企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有していることから、経営全般に対する有効な助言をいただけるものと考え、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。
5. 徐柱良氏及び関栄光氏は、現在、当社の社外取締役であります。両氏の社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって8ヶ月となります。
6. 各候補者の所有する当社の株式数は、本総会の基準日（2020年3月31日）現在の株式数を記載しております。
7. 徐柱良氏、関栄光氏の選任が承認された場合には、当社は同氏らそれぞれとの間において、会社法第427条第1項および定款第29条第2項の規定に基づき、会社法第423条第1項に規定する会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該責任限定契約における損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。



### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役福島満則氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、新たに監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| ふ り が な<br>氏 名<br>(生年月日)                   | 略 歴、当 社 に お け る 地 位<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 所有する当社<br>の 株 式 数 |
|--------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| ※<br>かね しげ よし ゆき<br>金 重 凱 之<br>(1945年4月5日) | 1969年4月 警察庁 採用<br>1980年5月 外務省 在米日本大使館一等書記官<br>1990年8月 防衛庁 (現防衛省)<br>防衛局調査第一課長<br>1993年8月 内閣総理大臣秘書官<br>1997年4月 警察庁 総務審議官<br>1999年1月 警察庁 警備局長<br>2001年5月 退官<br>2003年5月 (株)国際危機管理機構<br>代表取締役社長<br>2014年12月 (株)LCレンディング<br>社外取締役 (現任)<br>2015年8月 タマホーム (株) 社外取締役 (現任)<br>2017年9月 (株)国際危機管理機構<br>オーナー&取締役 (現任)<br>2019年6月 当社取締役 (監査等委員)<br>2019年11月 グローム・マネジメント (株)<br>監査役 (現任) | 一株                |

- (注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。
2. 金重凱之氏は2019年6月27日から2019年10月29日まで当社の社外取締役 (監査等委員) を務めておりました。同氏は(株)国際危機管理機構のオーナー&取締役であり、当社は同社と調査依頼等の取引がございます。
3. 候補者の所有する当社の株式数は、本総会の基準日 (2020年3月31日) 現在の株式数を記載しております。
4. 金重凱之氏の選任が承認された場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項および定款第40条第2項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該責任限定契約における損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

#### 第4号議案 取締役の報酬等の額の改定並びにストック・オプション報酬等の額及びその具体的な内容決定の件

当社の取締役の報酬額は、2019年10月29日開催の臨時株主総会決議において、年額150百万円以内（うち社外取締役の報酬額は年額20百万円以内）とご承認いただいておりますが、当社グループ全体の連結業績向上に対する意欲や士気を喚起するとともに優秀な人材を確保し、企業価値向上に資することを目的として、当該報酬枠とは別に、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対するストック・オプションとしての新株予約権の報酬等を年額24百万円以内の範囲で付与することにつき、ご承認をお願いするものであります。

ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額は、取締役（社外取締役を除く。）については、会社業績及び当社における業務執行の状況・貢献度等を基準として決定し、割当日においてブラック・ショールズ・モデル等の株式オプション価格算定モデルを用いて算定する新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の個数を乗じた額といたします。

上記に鑑み、当社は、ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及びその具体的な内容は相当なものであると考えております。

現在の取締役は9名（うち社外取締役は5名）であり、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は5名（うち社外取締役は2名）となります。

当社取締役（社外取締役を除く。）に対してストック・オプションとして発行する新株予約権は以下の内容といたしたく存じます。

##### （1）新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式24,000株を、各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数の上限とする。

なお、当社が当社普通株式について株式分割（株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合等を行うことにより、調整の必要が生じたときは、当社は必要と認める調整を行うものとする。

##### （2）発行する新株予約権の総数

新株予約権240個を、各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる新株予約権の上限とする。

新株予約権1個につきその目的である株式数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。なお、当社が当社普通株式について株式分割または株式併合等を行うことにより、調整の必要が生じたときは、当社は必要と認める調整を行うものとする。

##### （3）新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しない。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の前日から過去1年間（応当日は割当日から1年前の前日。応当日に取引がない場合、その直前日）の各日における東京証券取引所が公表する当社普通株式の普通取引の終値の平均価額と、割当日前日における東京証券取引所が公表する当社普通株式の普通取引の終値のいずれか高値の方の価額に、1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切上げ）とする。

なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合、当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額を調整することが適切な場合は、当社は、必要と認める調整を行うものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の付与決議の日後2年を経過した日から当該付与決議の日後10年を経過する日までの範囲で、別途定める。

(6) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を必要とする。

(7) その他の新株予約権の行使の条件及び内容（上記（1）から（6）までの事項における細目を含む。）については、別途定める。

## 第5号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社及び当  
子会社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、税制適格ストック・  
オプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役  
会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

### 1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを 必要とする理由

当社及び当社子会社の取締役（社外取締役を除く。）の当社グルー  
プ全体の連結業績向上に対する意欲や士気を喚起するとともに優秀な  
人材を確保し、企業価値向上に資することを目的とするものでありま  
す。

### 2. 新株予約権の割当対象者

当社及び当社子会社の取締役（社外取締役を除く。）

### 3. 本株主総会の決定に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予 約権の内容及び数の上限等

#### （1）新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式42,000株を上限とする。

このうち、当社取締役（社外取締役を除く。）に割り当てる新株予約  
権の目的となる株式の種類及び数は、当社普通株式24,000株を上限とし、  
子会社取締役（社外取締役を除く。）に割り当てる新株予約権の目的とな  
る株式の種類及び数は、18,000株を上限とする。

なお、下記（2）により付与株式数（以下に定義される。）が調整さ  
れた場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を  
上限とする。

#### （2）新株予約権の数

420個を上限とする。このうち、当社取締役（社外取締役を除く。）  
に割り当てる新株予約権の数は、240個を上限とし、子会社取締役（社  
外取締役を除く。）に割り当てる新株予約権の数は、180個を上限とす  
る。

新株予約権1個につきその目的である株式数（以下、「付与株式数」  
という。）は100株とする。

なお、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式について株式分  
割（株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）また  
は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとす  
る。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使さ  
れていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果1株未  
満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、新株予約権の割当日後、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲内で付与株式数を調整するものとする。

### (3) 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しないものとする。

### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の前日から過去1年間（応当日は割当日から1年前の前日。応当日に取引がない場合、その直前日）の各日における東京証券取引所が公表する当社普通株式の普通取引の終値の平均価額と、割当日前日における東京証券取引所が公表する当社普通株式の普通取引の終値のいずれか高値の方の価額に、1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切上げ）とする。

なお、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式について株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による新株発行または自己株式の処分を行う場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。

さらに、新株予約権の割当日後、当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲内で行使価額を調整するものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日より2年を経過した日の属する月の翌月1日から2030年6月25日までとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

権利行使時における条件は設定しない。当社または当社子会社の取締役の地位にあることを要しない。

(7) 新株予約権の取得事由及び条件

① 当社は、新株予約権者が、その保有する新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、当該放棄をした日をもって、当該新株予約権を無償で取得するものとする。

② 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認されたときは、当社取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(8) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を必要とする。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 合併等の組織再編をする場合の条件

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合は、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。



- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.（2）に準じて決定  
する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価  
額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.（4）で定  
められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記  
③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象  
会社の株式の数を乗じた額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
上記3.（5）に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発  
生日のうち、いずれか遅い日から上記3.（5）に定める行使期  
間の末日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する  
資本金及び資本準備金に関する事項  
上記3.（9）に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会決  
議による承認を要するものとする。
- ⑧ その他新株予約権の行使の条件  
上記3.（6）に準じて決定する。
- ⑨ 新株予約権の取得に関する事項  
上記3.（7）に準じて決定する。
- ⑩ その他の条件は、再編対象会社の条件に準じて決定する。

（11）新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満  
たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

（12）その他の新株予約権の募集事項については、別途開催される当社取締  
役会の決議において定める。

以 上

## 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都港区新橋一丁目2番6号  
第一ホテル東京 5階「ラ・ローズⅡ」



## 交通のご案内

### 〈交通〉

- ・ J R 線・東京メトロ銀座線
- ・ 都営地下鉄浅草線
- ・ 都営地下鉄三田線

新橋駅より 徒歩2分  
新橋駅より 徒歩5分  
内幸町駅より 徒歩3分

総会終了後、計算書類等は、当社ホームページ（<https://glome-holdings.com>）にてご覧いただくことができます。



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。